

仕様書

第1 件名

「令和6年度福岡県防災フェア（仮称）」運営業務委託

第2 目的

阪神・淡路大震災から30年、福岡西方沖地震から20年を契機に、そして「令和6年能登半島地震」等をはじめ、近年増え続けている災害について、子どもから大人を対象に地震防災への意識向上や「ふくおか防災ナビ・まもるくん」を広めるイベントを開催するため、以下の業務を委託するもの。

- (1) 子どもから大人を対象とした地震防災の啓発
- (2) 「ふくおか防災ナビ・まもるくん」の普及、登録促進

第3 契約期間

契約締結の日から令和6年12月31日まで

第4 予算規模

13,800,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

第5 業務実施体制

本業務を円滑に遂行するため、以下の体制を整えること。

- (1) 業務全体を統括するための責任者の配置
- (2) 業務執行に必要な人員の確保

第6 開催日時及び場所

- (1) 日時：令和6年11月2日～4日のいずれか1日
- (2) 会場：国営海の中道海浜公園 芝生広場

第7 業務内容

(1) 実施内容（想定）

以下、予算書のとおり

① イベントステージ

・子どもに人気のキャラクターによるステージショー

例) ガチャピン・ムック

- ・2015年から全国各地の防災普及イベントに出演
- ・2022年に「ガチャピン・ムックといっしょに作って学ぶはじめての防災」発行
- ・2023年に東京都からの委託を受け、YouTubeでも地震防災動画を掲載

② 防災知識を有するゲスト出演者からの災害用備蓄食や便利なグッズの紹介

・多様な来場者にたちに向けて広く周知し、防災意識を高めてもらえるように、知名度のあるゲスト出演からの紹介（講演等）とすること。

例) やす子（お笑い芸人）

- ・即応予備自衛官
- ・2023年に岐阜県からの委託を受け、災害への備えや対策、災害時にどのような対応をするべきか、わかりやすく解説

③ 著名人による「ふくおか防災ナビ・まもるくん」の紹介及び登録サポート

・チラシ配布等にとどまらず、アプリの登録促進につながるようなものにする

例) 紗栄子（モデル/インスタグラマー）

- ・2019年に地震等からの予防、被災地支援を目的とした非営利団体 Think The Day を設立
- ・2021年に防災士の資格を取得、InstagramやYouTube等で防災情報を発信

④ 特殊車両展示・体験

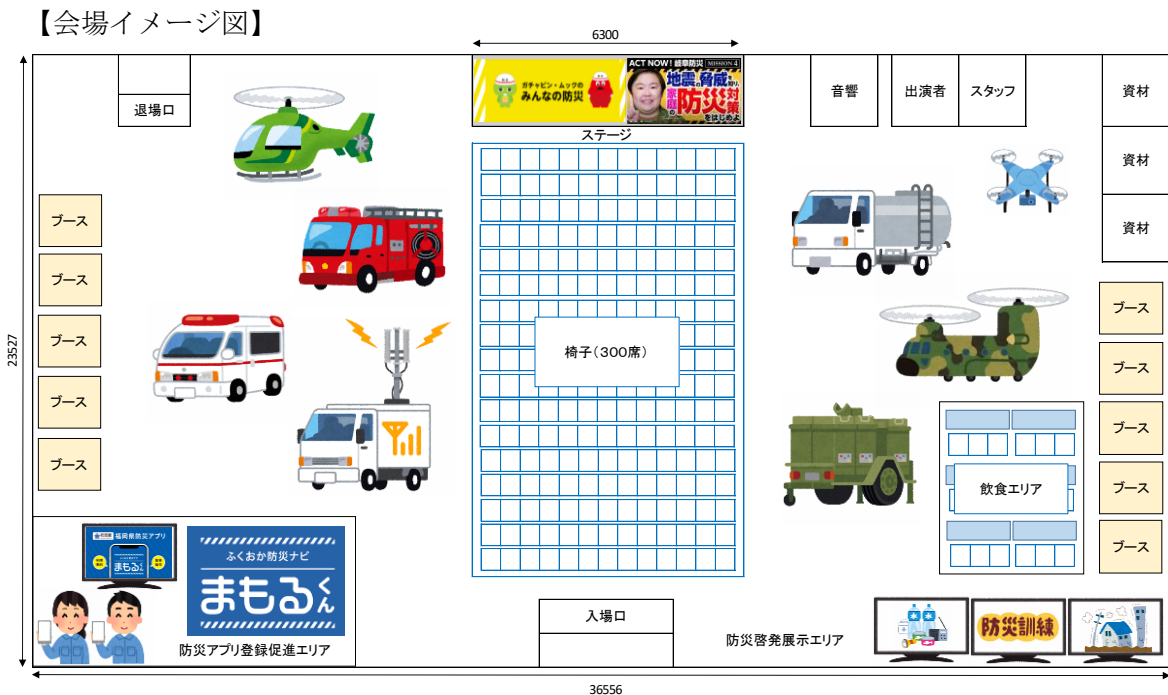
- ・消防、警察、自衛隊、その他防災関係機関の特殊車を展示するとともに、はしご車搭乗体験や地震体験車など、特殊車両の体験ができるもの（10台程度想定）。
- ・各機関の制服や活動ユニフォームの展示・試着体験、写真撮影などの実施。

⑤ 防災に関わるブースの出展

・防災関係機関、企業、その他防災に取り組む団体のブース出展場所の設置。

⑥ パネル展示・休憩コーナー

・防災啓発のためのパネルの展示スペースの設置と休憩コーナー（飲食エリア）の設置。



- (2) 自由提案
 - ・「第7 業務内容(1) 実施内容(想定)」以外に「第2 目的」を達成するため、新たな事業案があれば自由に提案することができる。
- (3) 参加者アンケートの実施
 - ・QRコード等を活用しながら、来場者の防災意識や理解の深まり等、フェアの開催効果が測れるようなWebアンケートを作成すること。
 - ・アンケートはイベント中に実施し、イベント後30日以内に集計と、集計結果の報告を行うこと。
- (4) 広告宣伝
 - ・事前告知用のポスター、チラシ等についてデザインを含め、作成し、配布すること。
 - ・ポスター、チラシの効果的な配布および作成数を提案すること。
- (5) 雨天の場合
 - ・可能な限り雨天でも実施可能な提案をすること(小雨決行)。
 - ・具体的な雨天対策について提案すること。
- (6) その他
 - ① 来場者数の集計をすること。
 - ② 会場で発生したゴミの回収および処分をすること。
 - ③ イベント運営上の瑕疵により来場客など第三者の身体を害し、または財物に損害を与えたことにより主催者に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害に対して、保険金を支払うイベント保険に加入すること。
 - ④ 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費(テント等会場資材関係費、電気工事費、施工人件費・運営費等、音響機材関係費、映像機材関係費、運営関係費、広報関係費、制作関係費、運営管理費等)を含むものとする。
ただし、会場使用料、及びまもるくん登録者に係るノベルティ経費は除く。
 - ⑤ 業務の進捗報告、その他必要な事項について県と意見交換を行う定期協議の場(オンライン可)を設定すること。
 - ⑥ ⑤の議事録等、随時報告書の作成
 - ⑦ 本業務を総括する完了報告書を作成し、電子データで提出(報告書作成のために収集した基礎データも含む)すること。

第8 知的財産権、使用权等

- (1) 納品された成果物に係る一切の権利は県に帰属し、受託者は著作者人格権の行使をしないこと。
- (2) 成果物の作成等にあたり、第三者の著作権等を侵害した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (3) 納品された成果物の第三者への提供や内容の転載については、県の承諾を必要とする。

第9 再委託の取り扱い

- (1) 受託者は、事前に県の承認を得たうえで、必要に応じて委託業務の一部を第三者に委託することができる。
- (2) 本仕様書に定める事項については、受託者同様、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

第10 契約の解除

県は、受託者が以下のいずれかに該当する場合、本委託契約を解除することができる。

- (1) 法令または契約に違反した場合
- (2) 虚偽の報告をした場合
- (3) 県の指示に従わなかった場合
- (4) 受託者の破産等、本業務を適正に実施することが困難であると県が判断した場合

第11 支払方法

- (1) 成果物等の検査完了後、受託者は県に請求書を提出する。
- (2) 県は、請求書を受け取り次第、速やかに支払い処理を行う。

第12 その他

- (1) 本業務にあたっては、関連する法令等を遵守し、公序良俗に反することの無いよう実施しなければならない。また個人情報の取り扱いについては、契約書別記個人情報取扱特記事項に従わなければならない。
- (2) 仕様書に定めのない事項および疑義を生じた場合は、県と受託者は別途協議する。
- (3) 本業務を実施するための経費は受託者の負担とする。
- (4) 受託者が本業務を実施するにあたり、故意または過失により第三者に損害を与えた時は、受託者が当該損害賠償責任を負う。

第13 担当部署

福岡県総務部防災危機管理局防災企画課（防災企画係）

T E L : 092-643-3112

Email : bouki@pref.fukuoka.lg.jp